

原動機付自転車・小型特殊自動車の申告に必要な書類一覧

届出先は、**住所地（定置場）の区役所市民税担当** です。

標識（ナンバープレート）の返還は、**ナンバープレートを発行した区役所市民税担当** になります。

申告の際には、運転免許証など住所・氏名が確認できるものをお持ちください。なお、令和3年4月1日以降、各種申告書への押印は不要となっております。

学生や単身赴任等でバイク等を登録する住所に住民登録がない場合は、現住所が確認できるものと、住民登録地が確認できるものが必要です。

申告に必要なもの		販売証明書	譲渡証明書	廃車証明書	標識交付証明書	ナンバープレート	備考
申告区分							
ナンバープレートの交付	新車（中古車）を購入したとき	○					
	名義変更（区外から譲受）		○	○	○	○	廃車申告済みのとき 未廃車のとき
	住所異動（区外から転入）			○	○	○	廃車申告済みのとき 未廃車のとき
	標識の再交付を受けたいとき				○	△	破損した標識（ナンバープレート）があれば持参 ※再交付手数料（100円）がかかります （故意・過失がない場合は除きます）
ナンバープレートの返還	廃車したとき				○	○	※一時不使用を理由とした廃車はできません ※廃車の手続きは郵送でも可能です
	名義変更（区外へ譲渡）				○	○	
	住所異動（区外へ転出）				○	○	
変更	同一区内で名義変更したとき		○		○		
	同一区内で住所を変えたとき				○		
	氏名が変わったとき				○		
盗難に遭うなど車両が使用できない状態になったとき					○		警察に盗難届を提出し、届出警察署、届出年月日、被害年月日、受理番号を記載しご申告ください

改造について

バイク等を改造した場合は、通常の登録に必要な書類の他に**改造申立書**と改造内容が確認できる資料の提出が必要になります。

◇◇◇ 各区市民税担当 問合せ先 ◇◇◇

鶴見区	045-510-1720	金沢区	045-788-7746
神奈川区	045-411-7049	港北区	045-540-2271
西区	045-320-8347	緑区	045-930-2264
中区	045-224-8196	青葉区	045-978-2245
南区	045-341-1160	都筑区	045-948-2263
港南区	045-847-8355	戸塚区	045-866-8358
保土ヶ谷区	045-334-6244	栄区	045-894-8350
旭区	045-954-6042	泉区	045-800-2353
磯子区	045-750-2354	瀬谷区	045-367-5653